

「あなたの土地買い取ります」 原野商法二次被害に注意！

過去に原野等の二束三文の土地を購入させられた消費者に対して、電話や自宅を訪問して「土地を買い取る」とだましの勧誘が。

- 土地の売却と別の土地の購入がセットになっていたり、手続き費用を請求されたりします。
- 一度お金を払ってしまおうと取り戻すことは非常に困難です。きっぱりと断りましょう。
- 少しでも不審な点を感じたら消費生活総合センターまで相談して下さい。



イラスト出典：政府広報オンライン

お互いに 一声かけて見守りを！



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら

気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕
〔土日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター 検索